**平成２５年（再イ）第５６号**
京都市伏見区久我東町３番地28
再生債務者　カーライフサポートこと　奥村　正和
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月26日まで
平成25年10月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２５年（再イ）第６４号**
埼玉県日高市大字高萩2221番地18
再生債務者　井上　憲悟
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月28日まで
平成25年10月28日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（再イ）第３８号**
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目４番８―510号
再生債務者　玉水園茶舗こと　米田　光男
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月18日まで
平成25年10月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２５年（再イ）第２号**
鳥取県鳥取市卯垣４丁目304番地　2001Ｋ―201号
再生債務者　澁谷　幸一
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月19日まで
平成25年10月29日　鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（再イ）第１０号**
山口県下関市長府川端１丁目２番56号
再生債務者　木舩田和也
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月19日まで
平成25年10月29日
山口地方裁判所下関支部再生係

**平成２５年（再イ）第４１号**
広島市中区上幟町９番30―401号
再生債務者　藤田久美子
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月25日まで
平成25年10月28日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（再イ）第１６号**
山口市今井町６番46―504号
再生債務者　伊藤美智子
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月25日まで
平成25年10月28日　山口地方裁判所

**平成２５年（再イ）第１９号**
兵庫県明石市林崎町３丁目502番地の２　明石林崎第２鉄筋１―106号、前住所兵庫県明石市林２丁目４番26号
再生債務者　増本恵美子
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月29日まで
平成25年10月29日
神戸地方裁判所明石支部再生係

### 小規模個人再生による再生計画変更

**平成２３年（再イ）第７８９号**
東京都大田区大森中３―１―４
再生債務者　吉川　泰明
主文　本件変更再生計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成25年10月24日
東京地方裁判所民事第20部

### 小規模個人再生による変更再生計画認可

**平成２２年（再イ）第１０２号**
大阪市西成区玉出西１丁目14番７―902号
再生債務者　高木　恭子
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月25日
大阪地方裁判所第６民事部

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２５年（再ロ）第１００８６号**
東京都品川区東品川３―23―27―211
再生債務者　安藤　鉄平
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月６日から平成25年12月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（再ロ）第１５号**
大阪府高石市千代田６丁目12番80―1007号
再生債務者　山本　美樹（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２５年（再ロ）第７号**
札幌市中央区宮の森２条15丁目５番１―406号
再生債務者　石塚　直樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月26日まで
平成25年10月29日
札幌地方裁判所民事第４部

### 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２５年（再ロ）第１号**
山形県酒田市松原南２番地の１　酒田警第７号職員アパート８号
再生債務者　武田　勇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月29日　山形地方裁判所酒田支部

## 文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年 10 月 28 日
文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　下村　博文

別表（第３条関係）国立教育政策研究所支部の項及び文化庁支部の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成25年11月１日から施行する。
2　次の表の左欄に掲げる支部の廃止に伴う当該支部の残余事務の処理は、それぞれ同表の右欄に掲げる支部において行うものとする。

| 旧　支　部　名 | 新　支　部　名 |
|---|---|
| 国立教育政策研究所支部 | 文部科学省支部 |
| 文化庁支部 | |